

第32回 農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和8年1月29日 10時00分開会 ～ 11時00分閉会

2. 開催場所 市役所 3階 第2・第3委員会室

3. 出欠状況（出席委員 15名）

1番	職務代理者	小寺 和雄	出席	
2番		姉崎 敏一	出席	
3番		橋本 佳文	出席	
4番		中島 和彦	出席	
5番		大岩 則子	出席	議事録署名員
6番		小山内 洋美	出席	議事録署名員
7番		工藤 伸一	出席	
8番		坂本 孝之	出席	
9番		西野 和文	出席	
10番		平野 貴史	出席	
11番		寺澤 順一	出席	
12番		中村 孝之	出席	
13番		田中 浩巳	出席	
14番		澤永 英樹	出席	
15番	会 長	西口 雅樹	出席	

4. 協議事項

- 報告第1号 委員会業務報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第4号 令和9年度農業政策と予算に関する要望について

5. 参与した職員

続いて、議案案件についてであります。

日程 5 議案第 1 号は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、4 件

日程 6 議案第 2 号は、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、1 件

日程 7 議案第 3 号は、農用地利用集積等促進計画について、59 件

日程 8 議案第 4 号は、令和 9 年度農業政策と予算に関する要望について以上、議事の概要について、簡単ではございますがご説明いたしました。

何卒、ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。このとおりに取り進めてよろしいか、お諮りいたします。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

報告第 1 号 委員会業務報告について

会 長： 日程 3 報告第 1 号「委員会業務報告について」事務局より説明願います。

事務局長： 報告第 1 号「委員会業務報告について」ご報告いたします。

令和 7 年 12 月 25 日から令和 8 年 1 月 28 日までの委員会業務報告となります。

12 月 25 日 第 31 回恵庭市農業委員会総会

1 月 5 日 令和 8 年 仕事始めの会

1 月 7 日 令和 8 年 新年交礼会

1 月 9 日 令和 8 年石狩地区農協組合長会新年交礼会

以上、委員会業務報告とさせていただきます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会 長： 日程4 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局より説明願います。

事務局： 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」このことについて、下記のとおり届出があったので報告いたします。

番号1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に畑面積、[REDACTED]㎡、権利の取得日、平成27年1月22日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者は、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和7年12月11日に届出されております。

番号2、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に田と畑面積、[REDACTED]、権利の取得日、令和2年10月31日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者は、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和7年12月24日に届出されております。

番号3、所在、地番、[REDACTED]、公簿、現況共に畑、面積、[REDACTED]㎡、権利の取得日、令和元年9月25日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者は、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和7年12月12日に届出されております。

番号4、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に田と畑、面積、[REDACTED]㎡、権利の取得日、令和4年2月7日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者は、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和8年1月9日に届出されております。

以上、4件の届出がありましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

会 長： 日程 5 議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」農地法第 18 条第 6 項の規定により、提出のあった賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認を求めます。

番号 1 番、2 番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED] m²、貸主、[REDACTED] の [REDACTED] さん、道央農業振興公社を仲介し、[REDACTED] の [REDACTED] さんが借りていたものでございます。契約期間は、[REDACTED] から [REDACTED] まででしたが [REDACTED] に合意解約が成立しています。解約理由につきましては、[REDACTED] のためであります。

番号 3 番、4 番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田と畑、面積、[REDACTED] m²、貸主、[REDACTED] の [REDACTED] さん、道央農業振興公社を仲介し、[REDACTED] の [REDACTED] が借りていたものでございます。契約期間は、[REDACTED] から [REDACTED] まででしたが [REDACTED] に合意解約が成立しています。解約理由につきましては、[REDACTED] のためであります。

以上、4 件についてご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

会 長： 日程 6 議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」このことについて、下記のとおり申請があったので意見を問う。

番号 1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に田、面

積、[redacted] m²、譲渡人、[redacted]の[redacted]さん、耕作面積、[redacted]、理由、[redacted]、譲受人、[redacted]、耕作面積、[redacted]、理由、[redacted]、権利区分、[redacted]、価格 10 a 当たり [redacted] 円、総額 [redacted] 円。

場所につきましては、地図番号 1 番、[redacted]、[redacted]の斜線の土地となります。なお、この案件については、農地法第 3 条第 2 項、各号に該当していないことを確認しております。

以上、1 件の許可申請がありましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局から説明がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画について

会 長： 日程 7 議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画について」であります。農業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与の制限につき、該当委員の案件の際は、退席を願いますので、ご了承ください。

案件番号 53 番と 54 番は、[redacted]の案件となりますので、[redacted]は退席願います。

それでは、案件番号 53 番と 54 番について、事務局から説明願います。

事 務 局： 議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画について」

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、恵庭市等が作成した農用地利用集積等促進計画案のうち、中間管理事業に係る意見ならびに売買等事業に係る計画策定要請についての決定を求めます。

番号 53 番、54 番、利用権の設定等をする者、[redacted]の[redacted]、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[redacted]の[redacted]さん、土地の所在、[redacted]、地目、公簿、現況共に田と畑、面積、[redacted] m²、利用権設定等の内容、転作田、普通

畑、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 28 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

以上、利用権設定を受けるものは、農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 5 項第 2 号並びに 3 号の規定等要件を満たしている農業経営者でございます。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局から説明と委員長からの報告がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
それでは、残りの案件について事務局より説明願います。

事 務 局： 中間管理事業（賃貸借）です。

番号 1 番、2 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田、普通畑利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 2 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 3 番、4 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 3 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 5 番、6 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 4 番、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 7 番、8 番、利用権の設定等をする者、[]の[]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[]の[]、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、普通田、利用権の終期は、[]。

場所につきましては、地図番号 5 番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 9 番、10 番、利用権の設定等をする者、[]の[]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、普通田、利用権の終期は、[]。

場所につきましては、地図番号 6 番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 11 番、12 番、利用権の設定等をする者、[]の[]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]。

場所につきましては、地図番号 7 番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 13 番、14 番、利用権の設定等をする者、[]の[]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、普通田、利用権の終期は、[]。

場所につきましては、地図番号 8 番、[]、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 15 番、16 番、利用権の設定等をする者、[]の[]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[]の[]、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]。

場所につきましては、地図番号 9 番、[]、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 17 番、18 番、利用権の設定等をする者、[]の[]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[]の[]、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]。

場所につきましては、地図番号 10 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 19 番、20 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 11 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 21 番、22 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田と普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 12 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 23 番、24 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 13 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 25 番、26 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、田と畑と宅地、現況、田と畑、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田、普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 14 の 1、14 の 2、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 27 番、28 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、田と畑と宅地、現況、田、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 15 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 29 番、30 番、利用権の設定等をする者、[]の[]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]
[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]
[]。

場所につきましては、地図番号 16 番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 31 番、32 番、利用権の設定等をする者、[]の[]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、[]
[]m²、利用権設定等の内容、転作田、普通畑、利用権の終期は、[]
[]。

場所につきましては、地図番号 17 番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 33 番、34 番、利用権の設定等をする者、[]の[]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]
[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]
[]。

場所につきましては、地図番号 18 番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 35 番、36 番、利用権の設定等をする者、[]の[]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]
[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]
[]。

場所につきましては、地図番号 19 番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 37 番、38 番、利用権の設定等をする者、[]の[]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]
[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]
[]。

場所につきましては、地図番号 20 番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 39 番、40 番、利用権の設定等をする者、[]の[]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、畑、面

積、 \blacksquare m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、 \blacksquare 。

場所につきましては、地図番号 21 番、 \blacksquare の斜線の土地となります。

番号 41 番、42 番、利用権の設定等をする者、 \blacksquare の \blacksquare さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、 \blacksquare の \blacksquare さん、土地の所在、 \blacksquare 、地目、公簿、田と畑、現況、田、面積、 \blacksquare m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、 \blacksquare 。

場所につきましては、地図番号 22 番、 \blacksquare 、 \blacksquare の斜線の土地となります。

番号 43 番、44 番、利用権の設定等をする者、 \blacksquare の \blacksquare 、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、 \blacksquare の \blacksquare 、土地の所在、 \blacksquare 、地目、公簿、現況共に、田、面積、 \blacksquare m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、 \blacksquare 。

場所につきましては、地図番号 23 番、 \blacksquare 、 \blacksquare の斜線の土地となります。

番号 45 番、46 番、利用権の設定等をする者、 \blacksquare の \blacksquare さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、 \blacksquare の \blacksquare 、土地の所在、 \blacksquare 、地目、公簿、現況共に、田、面積、 \blacksquare m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、 \blacksquare 。

場所につきましては、地図番号 24 番、 \blacksquare 、 \blacksquare の斜線の土地となります。

番号 47 番、48 番、利用権の設定等をする者、 \blacksquare の \blacksquare 、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、 \blacksquare の \blacksquare 、土地の所在、 \blacksquare 、地目、公簿、現況共に、田、面積、 \blacksquare m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、 \blacksquare 。

場所につきましては、地図番号 25 番、 \blacksquare 、 \blacksquare の斜線の土地となります。

番号 49 番、50 番、利用権の設定等をする者、 \blacksquare の \blacksquare さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、 \blacksquare の \blacksquare 、土地の所在、 \blacksquare 、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、 \blacksquare m²、利用権設定等の内容、転作田と普通畑、利用権の終期は、 \blacksquare 。

場所につきましては、地図番号 26 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 51 番、52 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては、地図番号 27 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

続きまして、売買等事業（貸付タイプ）です。

番号 55 番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、所有権の移転を受ける者、北海道農業公社、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m²、所有権移転の種類は、売買、所有権移転の内容、転作田、土地の引渡時期、[REDACTED]。場所につきましては、地図番号 29 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 56 番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、所有権の移転を受ける者、北海道農業公社、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、[REDACTED]m²、所有権移転の種類は、売買、所有権移転の内容、転作田と普通畑、土地の引渡時期、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 30 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 57 番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、所有権の移転を受ける者、北海道農業公社、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED]m²、所有権移転の種類、売買、所有権移転の内容、普通畑、引渡時期、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 31 番、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 58 番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、所有権の移転を受ける者、北海道農業公社、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、[REDACTED]m²、所有権移転の種類は、売買、所有権移転の内容、転作田と普通畑、土地の引渡時期、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 32、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 59 番、所有権の移転をする者、北海道農業公社、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、

公簿、現況共に田、面積、[REDACTED]m²、所有権移転の種類は、売買、所有権移転の内容、転作田、土地の引渡時期、[REDACTED]。場所につきましては、地図番号 33 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

利用権設定を受けるものは、農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 5 項第 2 号並びに 3 号の規定等要件を満たしている農業経営者でございます。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会長： 只今、事務局から説明がありました。案件番号 55 番から 58 番については、農用地利用調整会議を開催しております。初めに、番号 55 番から 56 番について、平野委員、次に、番号 57 番について、橋本委員、最後に、番号 58 番について、小寺代行より報告願います。

平野委員： 番号 55 番について、報告させていただきます。11 月 28 日、JA 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員・農協理事、土地改良区理事及び各事務局職員の出席により、調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し、10 アール当たり、[REDACTED]円の価格を提示し、総額 [REDACTED]円で双方の同意をいただきました。続いて、番号 56 番について、報告させていただきます。12 月 10 日、前述と同様に調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し、10 アール当たり、[REDACTED]円の価格を提示し、総額 [REDACTED]円で双方の同意をいただきました。

橋本委員： 番号 57 番について、報告させていただきます。12 月 18 日、JA 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員・農協理事及び各事務局職員の出席により、調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し、10 アール当たり、[REDACTED]円の価格を提示し、総額 [REDACTED]円で双方の同意をいただきました。

58 番について、報告させていただきます。

小寺代行： 12 月 1 日、道央農業振興公社会議室において、農業委員・農協理事、土地

改良区理事及び各事務局職員の出席により、調整会議を開催いたしました。

調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し、10アール当たり、 円の価格を提示し、総額 円で双方の同意をいただきました。

会 長： 只今、事務局から説明と各委員長からの報告がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第4号 令和9年度農業政策と予算に関する要望について

会 長： 日程8 議案第4号「令和9年度農業政策と予算に関する要望について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第4号「令和9年度農業政策と予算に関する要望について」、このことについて、石狩地方農業委員会連合会を通じ、北海道選出国會議員へ要望してよろしいか決定を求めます。

要望先は、令和8年6月1日開催予定の北海道選出国會議員要請集会となります。

恵庭市農業委員会の要望意見（案）は、2件です。

【要望項目】1. 担い手の育成・確保に必要な方向性について

【要望の内容】適正価格の構築

農業者が将来にわたり安定した経営環境を確保できるよう農産物の適正価格の構築を実現すること。

【要望の内容】農業機械導入等に対する支援の拡充

経営の維持や規模拡大に伴う施設整備や機械導入に対する支援を拡充し、安定した農業経営の継続に資する施策を実現すること。

【要望の理由等】

長年にわたる農業人口の減少のなか、生産現場では為替や世界情勢の影響による肥料・飼料・燃料など生産資材の高騰等を含む生産コストについ

て、適正に反映した価格形成が困難な状況となっており、農業経営の維持・存続が困難となっている経営体が少なくない。

また、畑作物や高収益作物の本作化においては、基盤整備・施設整備・機械導入など新たな投資を要するとともに、農地利用集積に伴う経営規模の拡大により、更なる高規格・高性能な機械の導入が必要となっている。

こうした状況を踏まえ、合理的で生産可能な農産物の価格構築を実現するための施策、地域の実情に即した事業採択基準の見直しなど、畑作物に対する交付金及び農業機械等導入支援の拡充を通して、農業者が将来にわたり安定した経営環境を確保し、農業への参入増加及び営農意欲の向上を図るよう要望するものである。

【要望項目】9. 鳥獣被害対策の充実について

【要望の内容】鳥獣被害対策の支援

有害鳥獣による農作物への被害が多く寄せられていることから、鳥獣被害に対する支援を拡充する施策を実現すること

【要望の理由等】

個体数増加により生息域が拡大しているエゾシカや外来種のアライグマによる畑作物、飼料用作物への被害の増大は、金額的な影響のみならず営農意欲の減少などを招き深刻な問題となっている。

こうした鳥獣被害の増大・深刻化に対して、電気牧柵による侵入防止、罠、銃器による駆除、自治体・地域の枠を超えた広域的な被害対策の実施支援など、鳥獣被害防止総合対策事業の充実化と十分な予算の確保を要望するものである。

会 長： 只今、事務局から説明がありました。何かご質問ございませんか。

姉 崎 委 員： 要望の追加をお願いしたい。

【要望の内容】労働力と人材の確保について

農繁期の人材不足が喫緊の課題となっていることから、地域の情勢に即した人材確保に資する施策を実施すること。

【要望の理由等】

近年、ハローワーク等の人材派遣を通じた求人を行っても、人材を確保することが困難な状況が常態化していることに加え、長年、従事をしてきていたパートタイムも高齢化により引退される方も増加傾向にあり、労働力確保が課題となっている。

加えて、労働力不足による高収益作物の栽培意欲の減退、品質の低下、さ

らには、営農体系の変化に伴い、産地の偏りなどによる農作物の価格変動や供給の不安定さが課題となり、農業経営がひっ迫されることで、農業後継者や新規参入者の就農を妨げることが懸念される。

また、令和 9 年度から技能実習制度から移行となる育成就労制度による外国人材の受け入れについて農業間の派遣は可能になるものの、現状は冬季間の農作業が激減する地域において、他地域への農作業派遣は調整と経費の負担等と時間と労力を要すると思われる。

そのような状況下に農業者自身、他業種で収入を得ている状況を踏まえ、農作業が激減する期間に地域内での、他業種派遣ができる制度の確立が計画的な人材確保により安定した農業経営が可能と考えられる。

こうした状況を踏まえ、外国人材の増加に備えた支援の拡充や地域農業に即した特区の設置など、労働力不足の解消となる支援・対策を要望するものである。

事務局：事務局で案を作成し、後日お示ししたいと思います。

会長：他になければ、今のことも含めて、今思い付かなくても後ほど事務局に連絡して考えてもらう。この案件については、現時点で皆様には了承をいただくとしてよろしいか。

各委員：異議なし。

会長：ご異議なしと認め、承認されました。
これで、本日付議されました案件は、全て終了いたしました。
その他、全体を通して、何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各委員：意見なし。

会長：これをもちまして、第 32 回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会長

議事録署名委員 5 番 委員

議事録署名委員 6 番 委員
